

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号を次のように改める。

四 備讃瀬戸航路

(1) から (35) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び (1) に掲げる地点と (35) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち (36) から (40) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び (36) に掲げる地点と (40) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(1) 男木島灯台（北緯三四度二六分一秒東経一三四度三分三九秒）から三五二度三〇分二、〇一〇メートルの地点

(2) カナワ岩灯標（北緯三四度二五分一八秒東経一三四度七分四九秒）から二四度三〇分二、二五〇メートルの地点

- (3) 地藏埼灯台（北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分七秒）から二一八度三〇分一、一七〇メートルの地点
- (4) 地藏埼灯台から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点
- (5) カナワ岩灯標から三二度四五分七二〇メートルの地点
- (6) 男木島灯台から三五三度四三〇メートルの地点
- (7) 男木島灯台から二四七度一五分四、五〇〇メートルの地点
- (8) 大槌三角点（北緯三四度二五分八秒東経一三三度五五分二二秒）から一四一度一五分二、一八〇メートルの地点
- (9) 小瀬居島三角点（北緯三四度二二分二三秒東経一三三度五一分一二秒）から三一一度一五分四三〇メートルの地点
- (10) 沙弥島北端（北緯三四度二一分一二秒東経一三三度四九分九秒）から四三度四五分一、一六〇メートルの地点
- (11) 波節岩灯標（北緯三四度二〇分四二秒東経一三三度四二分四七秒）から九七度三〇分五、三九〇メートルの地点

ートルの地点

(12) 波節岩灯標から二〇〇度四、九〇〇メートルの地点

(13) 二面島灯台（北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒）から一〇六度三〇分四、七〇〇メートルの地点

(14) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点

(15) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点

(16) 二面島灯台から九七度四、三七〇メートルの地点

(17) 波節岩灯標から二〇六度三〇分四、三六〇メートルの地点

(18) 波節岩灯標から九〇度三〇分五、〇九〇メートルの地点

(19) 牛島灯標（北緯三四度二分東経一三三度四六分四七秒）から一二八度一五分一、八八〇メートルの地点

(20) 牛島灯標から九〇度四五分二、〇二〇メートルの地点

(21) 牛島灯標から七四度二、〇〇〇メートルの地点

- (22) 牛島灯標から二八二度三〇分一七〇メートルの地点
- (23) 牛島灯標から二四四度一五分一、一〇〇メートルの地点
- (24) 板持鼻灯台（北緯三四度一九分三二秒東経一三三度三九分四七秒）から五八度二、三〇〇メートルの地点
- (25) 二面島灯台から五度四五分七七〇メートルの地点
- (26) 二面島灯台から三四八度三〇分一、五二〇メートルの地点
- (27) 板持鼻灯台から三七度三〇分二、三三〇メートルの地点
- (28) 牛島灯標から二七八度一五分一、四二〇メートルの地点
- (29) 鍋島灯台（北緯三四度二分五七秒東経一三三度四九分二五秒）から二七八度四五分二、三九〇メートルの地点
- (30) 鍋島灯台から二九〇度三〇分一、七四〇メートルの地点
- (31) 鍋島灯台から二七四度四五分七四〇メートルの地点
- (32) 鍋島灯台から一二九度三〇分一四〇メートルの地点

- (33) 鍋島灯台から七四度三〇分一、一四〇メートルの地点
- (34) 大槌三角点から一〇六度四五分九六〇メートルの地点
- (35) 男木島灯台から二六五度一五分四、七六〇メートルの地点
- (36) 鍋島灯台から一九四度一五分七六〇メートルの地点
- (37) 鍋島灯台から一三四度一五分一、二五〇メートルの地点
- (38) 鍋島灯台から一七八度一、五八〇メートルの地点
- (39) 鍋島灯台から二一八度一五分一、七二〇メートルの地点
- (40) 鍋島灯台から二三〇度一、五三〇メートルの地点

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十一年十二月十六日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第四号に規定する備讃瀬戸航路の区域のうちこ

の政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けなくてその水域を占用することができる。

理由

開発保全航路のうち備讃瀬戸航路の区域を変更する必要があるからである。